令和７年度　稚内市学校給食費特別助成金についてのお知らせ

稚内市教育委員会学校給食課

１　制度の概要

本制度は、認定基準を満たす方に対し、給食費の上半期（４月から９月）分を助成することで、お子さまの就学に必要な経費の一部を軽減するものです。別の制度により、小中学生全員を対象に下半期（１０月から３月）分の給食費が助成されていますので、本制度の対象となる方は、あわせて一年間の給食費が無償となります。

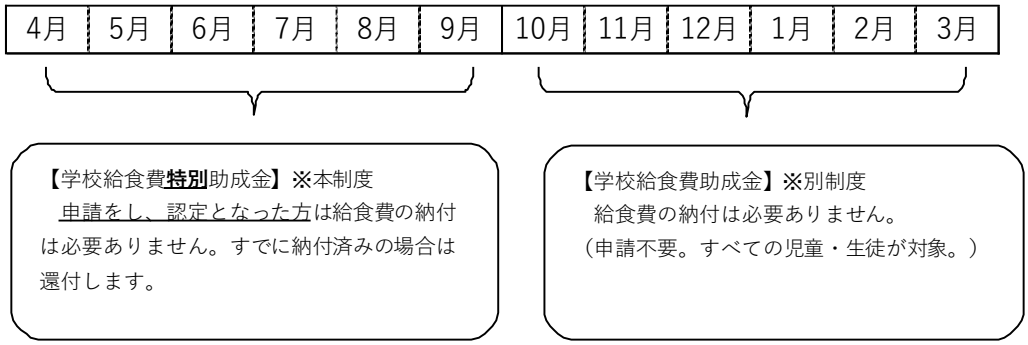

※年度途中に転入された方、転出される方については助成対象の月が上記の内容と異なる場合があります。助成対象の月が異なる方が認定となった場合は、個別にご案内します。

２　助成の対象者について

次の２つを満たしている方が対象となります。

（１）お子さまが稚内市の小学校又は中学校に在籍していること。

（２）世帯全員の令和７年度市民税の所得割課税額の合計が７７，１００円以下であること。

（世帯とは、住民票上の世帯のことを指します。）

※生活保護や就学援助の認定を受けている方は対象外となります。別添のフローチャートを参考にしてください。また、年度内に認定期間が終了となった方につきましては、学校給食センターまでご連絡願います。

※市民税の所得割課税額については**令和７年度納税通知書等（裏面を参考にして下さい）**で確認できます。

３　申請について

本制度は**申請が必要**となります。以下のとおり申請手続きを行ってください。

（１）申請書を、同封の返信用封筒に入れ、児童・生徒が在学する学校へ提出してください。（市民税の課税状況の照会に同意しない方、令和７年１月２日以降に転入された方は添付書類が必要になる場合があります。**詳しくは申請書記入例をご覧ください。**）

（２）提出期限は令和７年８月２９日です。申告等で遅れる方は、学校給食センターまで連絡してください。

（３）申請書は稚内市のホームページからダウンロードできるほか、学校または給食センターにありますのでお問合せください。

４　助成金交付のながれ

（１）申請者が認定基準を満たしているか、審査が行われます。

（２）審査結果に基づき、１１月中旬までに認定通知、又は却下通知が送付されます。

（３）認定になった方は助成金が４月～９月分の給食費に充てられます。すでに納付済みの方については、納付済みの給食費を還付します。

5　そ　の　他

不明な点等がありましたら、稚内市学校給食センターまでお問い合わせください。

問い合わせ/

稚内市学校給食センター（学校給食課学校給食グループ）

☎　33－6513（8 時～16 時）

ホームページ

http://www.kosodateyell.city.wakkanai.lg.jp/

わっかない子育て応援サイト　えーる

トップ▷目的別で探す：手当・助成金▷

給食費助成事業について
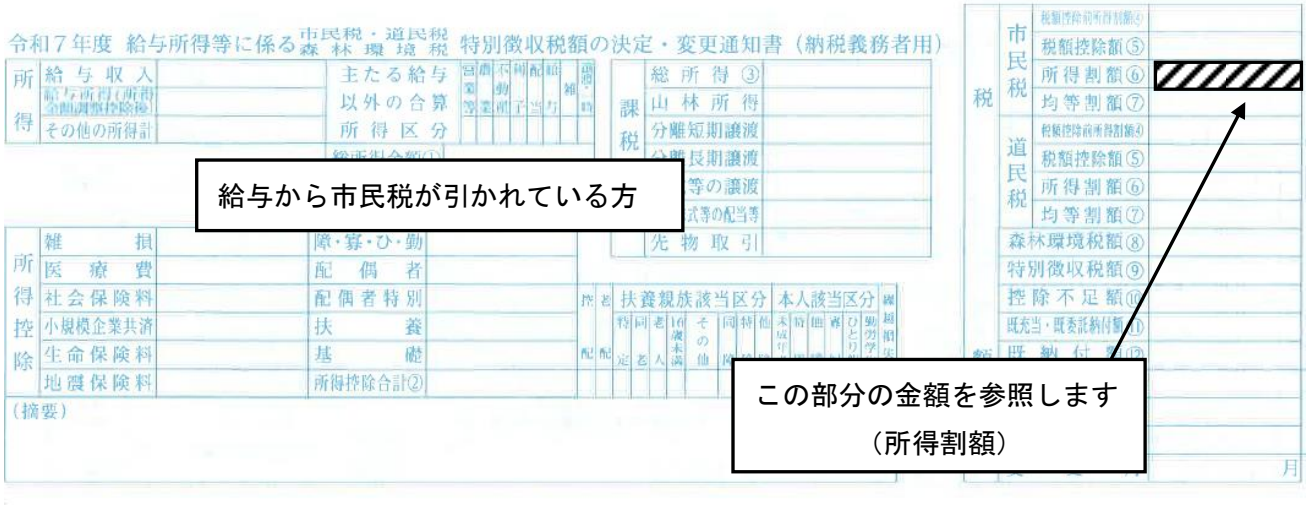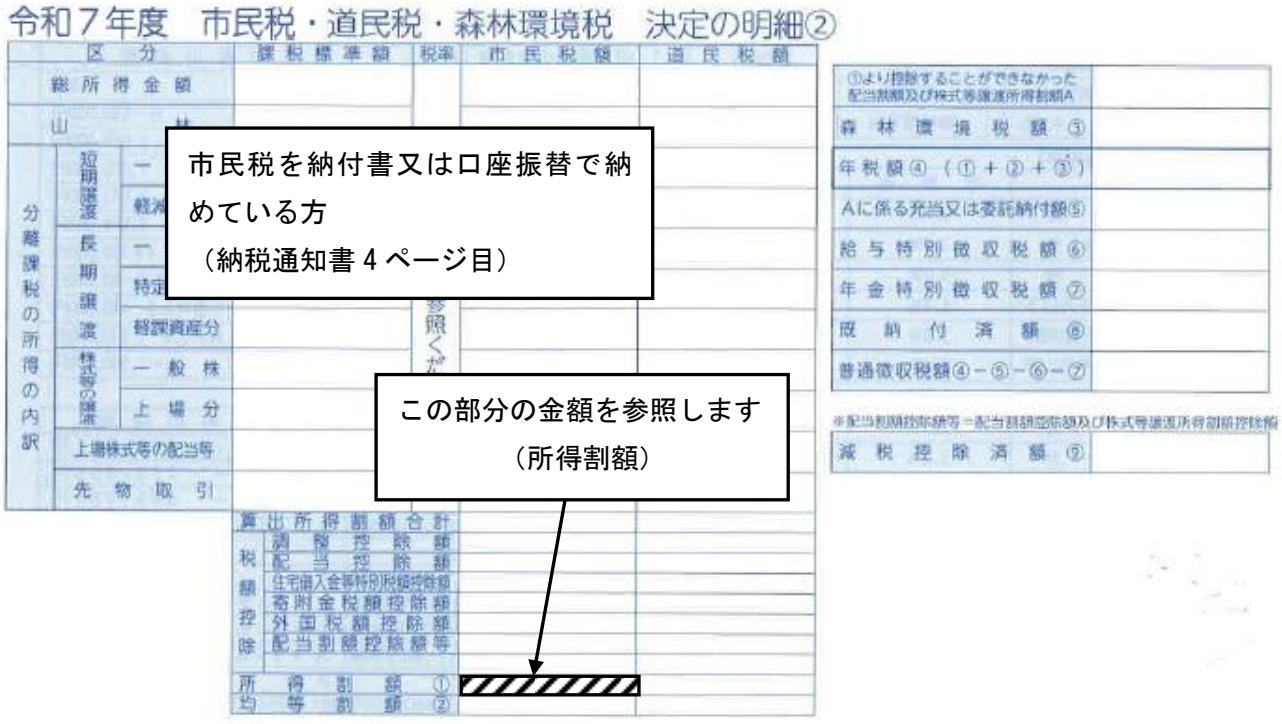
（所得割課税額の確認方法について）